

仕様書（A地区）

1 委託施設及び残菜予定量

No.	調理場名	所在地	連絡先	年間見込排出量(kg)
1	泊小学校(単独)	泊2-23-9	098-917-3474	14,276
2	金城小学校(単独)	金城4-3-1	098-917-3489	11,292
3	那覇小学校(単独)	前島1-7-1	098-917-3478	6,245
4	小禄学校給食センター(大規模)	田原3-3-4	098-917-3459	22,597
5	鏡原学校給食センター(小規模)	鏡原町36-1	098-917-3492	17,499
6	高良学校給食センター(小規模)	高良2-12-1	098-917-3484	18,506
7	開南学校給食センター(小規模)	泉崎1-1-6	098-917-3483	29,126
			合計	119,541

2 業務内容

(1) 回収物及び処理方法

- ①上記施設の、給食調理により排出される残菜及び喫食後に排出される残飯等すべて（以下「残菜」という。）を回収し、自家処理施設において肥料若しくは飼料として再生すること。
- ②回収の際に使用する容器（ポリバケツ、ドラム缶等）については、受託業者の負担とし、毎回洗浄済みの容器と交換すること。
- ③回収に際しては、児童生徒及び学校関係者の安全確保を行い万全を期すこと。
- ④回収に際しては施設の運営管理上必ず当日回収し、回収時間は下記の時間内に行うこと。
- ⑤回収に当たる者は、緊急連絡用として携帯電話等を所持すること。
- ⑥国及び県の飼養衛生管理基準に基づき適切に処理すること。

(2) 回収日数

学校給食のある日（年間200回程度）

※台風、学校行事等により臨時変更（土日給食）もあり得る。

※臨時変更等が生じる場合は、調理場より事前連絡を行う。

(3) 残菜回収時間

13時30分から16時45分（給食終了時より学校終了時まで）

※No.4小禄学校給食センターは15時以降

※回収時間については、各調理場と事前調整を確実にを行うこと。

3 報告書

- ①各回収時の残菜排出量を記録し、各月の業務終了時に報告書を速やかに提出すること。
※報告書は、各調理場毎に回収回数・回収量が分かるようにすること。
- ②落札業者は、契約後速やかに回収にあたる従事者及び連絡先等を提出すること。